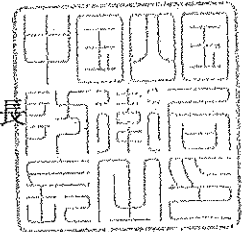




中防企地第1121号
平成29年2月28日

山口県知事 殿

中国四国防衛局長



空母艦載機の岩国基地への移駐について（回答）

平素から、岩国飛行場の安定的使用に対する御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて平成29年1月31日付け貴書簡により照会された標記について、下記のとおり回答します。

記

1(1)について

別表1のとおり

1(2)について

空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターについて、平成18年に作成した航空機騒音予測コンターとの各項目の変更点は、以下のとおりです。

- ①航空機騒音のデータについては、全てのFA-18はFA-18E/Fの騒音データを使用しています。また、機種更新されたEA-18Gは同じエンジンを搭載しているFA-18E/Fの騒音データを使用しています。同様に、E-2Dも同じエンジンを搭載しているE-2Cの騒音データを使用しています。
- ②飛行経路については、変更ありません。
- ③1日の標準飛行回数については、空母艦載機の機数増や海上自衛隊の岩国残留等のため69回増加し、458回と推定しています。

1(3)について

空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターについて、平成18年当時に作成

した航空機騒音予測コンターと比べ、拡大した要因については、①空母艦載機のF A - 1 8の4飛行隊が全てスーパーホーネットの飛行隊に変更されたこと、②空母艦載機の機数が59機から61機に増えたこと、③空中給油機K C - 1 3 0の機数が12機から15機に増えたこと、④海上自衛隊の航空機17機が岩国飛行場へ残留したこと、⑤F - 3 5 Bなど岩国飛行場に配備された米軍及び自衛隊の航空機の機種・機数に変更が生じたことが考えられます。

1(4)について

今回作成した空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターにおける75W以上の区域の面積は、約650ヘクタールと推定しています。

1(5)について

別表2のとおり

1(6)について

空母着艦資格取得訓練(CQ)の実施場所等については、米軍の運用に係る事項であるため承知していません。

なお、今回作成した空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターにおける空母艦載機の1日の標準飛行回数については、平成16年度の厚木飛行場における騒音度調査のデータを基に推定しており、厚木飛行場における空母艦載機の1年間の飛行実績が反映されています。

2.(1)及び(2)について

米軍による夜間着陸訓練(NLP)を含む空母艦載機着陸訓練(FCLP)及び日常訓練は、日米安保条約の目的達成のため、米軍の空母艦載機のパイロットの練度の維持を図り、即応性を確保するとの観点から必要な訓練であると考えています。

防衛省としては、平成17年10月の「2+2」共同文書において、恒常的なFCLP訓練施設の特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する旨確認されていることから、今後とも米側に対し、空母艦載機着陸訓練(FCLP)について、できる限り多く硫黄島で実施するよう求めてまいります。

2(3)について

恒常的な空母艦載機着陸訓練(FCLP)施設については、平成23年以降、南西地域における防衛態勢の充実のため、自衛隊施設を整備するとともに、その

施設においてFCLPを実施するため、鹿児島県の馬毛島を候補地として検討を進めてきています。

このような中、先般、土地所有者から土地を売却する意向が示されたことから、候補地である馬毛島の不動産価格を把握することを目的として、土地所有者との交渉を行う上での資料収集の一環で必要な不動産鑑定評価業務を行っているところです。

防衛省としては、恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設の確保について、我が国の安全保障上の重要な課題であると認識しており、できるだけ早期に実現できるよう、地元の御意見に十分配慮しつつ、土地所有者との交渉を行い、検討を進めていく考えです。

3(1)について

岩国飛行場における騒音対策については、航空機騒音による日常生活上の障害の軽減等を図るため、平成5年から滑走路沖合移設事業を実施し、平成22年に同滑走路が完成しています。

空母艦載機移駐後の騒音対策については、①岩国飛行場の米海兵隊のヘリCH-53Dのグアムへの移転、②普天間飛行場から岩国飛行場へ移駐した空中給油機KC-130の鹿屋飛行場及びグアムへのローテーション展開、③航空機の岩国飛行場から他の飛行場への訓練移転、④航空機のエンジンの試運転の際に使用する消音施設の整備等の措置を採ることにより、移駐に伴う岩国飛行場周辺における騒音の影響の緩和に努めています。

また、岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、米側においては、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると承知しています。

いずれにしても、防衛省としては、岩国飛行場周辺の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは、極めて重要であると認識しており、空母艦載機の移駐に伴う騒音対策についても、地元の御要望を踏まえ、周辺環境整備法等に基づき、適切に対応してまいります。

3(2)について

「再編実施のための日米ロードマップ（平成18年5月）」に基づき、二国間の相互運用性の向上と在日米軍飛行場周辺地域における訓練活動の影響を軽減するため、平成18年度以降、米軍の嘉手納、三沢及び岩国飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原基地へ航空機の訓練移転並びに平成23年10月からグアム等への航空機の訓練移転について、順次、実施しています。

いずれにしても、防衛省としては、今後とも米側に対し、岩国飛行場周辺の騒音軽減が図れるよう一層の協力を求めるとともに、航空機の訓練移転を積み重ねるなど、可能な限り地元の負担軽減に努めてまいりたいと考えています。

4について

平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐に向け、民間航空の安全確保を前提に、米軍、自衛隊及び民間航空機の訓練並びに運用上の所要を満たすための訓練空域の設定について日米間で調整を行ってきた結果、岩国臨時留保空域を設定し、平成28年11月10日より利用可能となっていると承知しています。当該空域までの飛行ルートや訓練内容については、米軍の運用に係る事項であるため承知していませんが、米側から情報が得られた場合においては、御説明してまいりたいと考えています。

5について

米軍から通報を受けたこと等により防衛省が知り得た日本国内における米軍航空機事故のうち、岩国飛行場へ移駐する空母艦載機に関するものは、過去5年間において2件となっています。

その内訳は、F A - 1 8からの部品落下と部品遺失がそれぞれ1件です。

6について

防衛省としては、米軍機の飛行に際しては、安全面の確保が重要と考えています。

岩国飛行場における米軍機の訓練、運用については、岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、また、米側から、航空機は、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると説明を受けています。

岩国飛行場に移駐する空母艦載機についても、これまでの米軍機と同様に飛行するものと考えていますが、引き続き、米側に対し、岩国日米協議会における確認事項を尊重するなど、騒音面や安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、働きかけてまいります。

7について

空母艦載機の岩国飛行場への移駐に伴い増加する窒素酸化物（NO_x）の排出量については、年間約14トンと推定されます。

8について

岩国飛行場内の排水処理施設については、空母艦載機の移駐等に伴い、新たに整備していますが、これまでも、同飛行場からの排水は、水質の汚染や漁業への影響がないよう環境法令に基づき、適切に処理された上で排出しているところです。

いずれにしても、岩国飛行場からの排水については、今後とも環境法令に基づき、適切に対応してまいります。

9について

防衛省が日米地位協定第18条に基づく損害賠償等業務を実施する上で知り得た米軍人等による過去5年間の刑法犯及び交通事故の件数は、別表3のとおりとなりますが、身柄引き渡しの状況については、承知していません。

10について

米軍人等による事件・事故は、本来あってはならないものと考えており、防衛省としては、平素より米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正を図るなど、その防止に努めるよう働きかけています。

米軍人等による事件・事故の防止には、米側による努力が重要であり、これまで在日米軍においては、例えば、勤務時間外行動の指針（リバティ制度）といった措置を通じ、事件・事故の防止に取り組んでいると承知しています。

また、米軍人等による事件・事故を防止するため、中国四国防衛局、山口県、岩国市及び米海兵隊岩国基地による安心・安全パトロールを実施したり、米軍主催のセーフティ・ブリーフィングに中国四国防衛局長や岩国市長が講師として参加するなど、様々な取組を行っています。

防衛省としては、実効性のある様々な措置を継続的に実施していくことが重要であると考えており、今後とも、関係機関と連携しつつ、米軍人等による事件・事故の防止に取り組んでまいります。

11(1)について

米側からは、空母艦載機の移駐に伴い増加する軍人等について、基本的には、岩国飛行場内及び愛宕山地区の住宅に居住することになるが、これら以外の住宅等に居住する可能性もある旨説明を受けています。

各地区に居住する軍人等の人数については、米側から情報が得られた場合において、御説明してまいりたいと考えています。

1 1 (2)について

施設整備の進捗状況としては、岩国飛行場内の滑走路地区、海上自衛隊地区、KC-130部隊地区、既海兵隊部隊地区及び通信施設については既に完成しており、現在、輸送ターミナル地区における駐機場や格納庫、空母艦載機部隊地区における司令部関連施設の工事を着実に実施しているところです。

また、愛宕山地区においては、家族住宅、運動施設を整備しています。

空母艦載機の移駐に伴い必要な施設整備については、空母艦載機が平成29年頃までに移駐することが日米間で合意されていることを踏まえ、計画的かつ着実に実施してまいります。

1 1 (3)について

第一種区域等の見直しについては、空母艦載機の移駐後、岩国飛行場の運用が安定次第、騒音度調査を実施し、適切に対応する考えです。

1 1 (4)について

岩国飛行場が米空母等のいわゆる母港や寄港地になるという計画は承知していません。

1 1 (5)について

空母艦載機の厚木飛行場滞在日数については、米軍の運用に係る事項であるため承知していませんが、平成26年度は年間約200日、平成27年度は年間約180日、空母が横須賀海軍施設に寄港しており、その間、空母艦載機が厚木飛行場を使用したと考えています。

別表 1 (空母艦載機の諸元)

| 区 分 | FA-18E/F | EA-18G | E-2D | C-2 |
|------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 用 途 | 戦闘機／攻撃機 | 電子戦機 | 早期警戒機 | 輸送機 |
| 全長・幅・高 (m) | 18.5x13.68x4.87 | 18.5x13.68x4.87 | 17.5x28x5.6 | 17.3x24.56x5.28 |
| 最大離陸重量 | 29,932kg | 29,932kg | 23,850kg | 26,082kg |
| 搭載エンジン | F414-GE-400 x2 | F414-GE-400 x2 | T-56-A-427 x2 | T-56-A-425 x2 |
| 最 大 速 度 | 約2,200km/h | 約2,200km/h | 552km/h | 約635km/h |
| 航 続 距 離 | 3,054km | 3,054km | 約2,852km | 約1,852km |
| 乗 員 | E型 1名／F型 2名 | 2名 | 5名 | 4名 |

出典：米海軍ホームページ

別表2 (各騒音地点における航空機騒音予測コンターのW値)

| 区分 | 測定地点 | 空母艦載機移駐後(単位:W) |
|----|-----------------------|----------------|
| 国 | ① 岩国基地新滑走路南側 | 103 |
| | ② 岩国基地新滑走路北側 | 116 |
| | ③ 岩国市立東中学校(岩国市三笠町) | 73 |
| | ④ 民家(岩国市楠町) | 68 |
| | ⑤ 民家(岩国市門前町) | 68 |
| | ⑥ 千鳥ヶ丘(岩国市由宇町千鳥ヶ丘) | 72 |
| | ⑦ 阿多田島(大竹市阿多田) | 79 |
| | ⑧ 民家(岩国市由宇町) | 71 |
| | ⑨ サントピア(大竹市西栄) | 63 |
| | ⑩ 町立三蒲小学校(大島郡周防大島町) | 71 |
| | ⑪ 町営瀬田四丁目集会所(玖珂郡和木町) | 67 |
| | ⑫ 町立浮島小学校(大島郡周防大島町) | 69 |
| | ⑬ 装束供用会館(岩国市装束町) | 70 |
| | ⑭ 民家(岩国市青木町) | 65 |
| | ⑮ 江田島市役所沖美支所(江田島市沖美町) | 58 |
| | ⑯ 廿日市市宮島(廿日市市宮島町) | 45 |
| | ⑰ 八坂公園(廿日市市八坂) | 51 |
| | ⑱ 一文字終末処理場(岩国市新港町) | 75 |
| | ⑲ 町立久賀小学校(大島郡周防大島町) | 59 |
| | ⑳ 宮岬集会所(柳井市神代) | 64 |

| 区分 | 測定地点 | 空母艦載機移駐後(単位:W) |
|-----|------------------------|----------------|
| 山口県 | ① 岩国市旭会館(岩国市旭町) | 77 |
| | ② 岩国市車町第一街区公園(岩国市車町) | 75 |
| | ③ 岩国市門前供用会館(岩国市門前町) | 69 |
| | ④ 岩国市立由宇小学校(岩国市由宇町) | 67 |
| 岩国市 | ⑤ 民家(岩国市川口町) | 75 |
| | ⑥ 岩国市地方卸売市場(岩国市尾津町) | 74 |
| | ⑦ 岩国市由宇浄化センター(岩国市由宇町港) | 74 |
| | ⑧ 岩国市神東農村婦人の家(岩国市由宇町) | 73 |
| | ⑨ 民家(岩国市由宇町) | 68 |

別表3 (米軍人等による刑法犯及び交通事故の件数 (平成23年度～平成27年度))

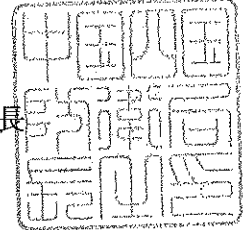
| 事故区分 | 年 度 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 合 計 |
|--------|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | |
| 全 国 | 交通事故 | 公務上 | 146 | 163 | 165 | 166 | 172 | 812 |
| | | 公務外 | 325 | 262 | 228 | 203 | 170 | 1,188 |
| | | 計 | 471 | 425 | 393 | 369 | 342 | 2,000 |
| | 刑法犯 | | 45 | 47 | 29 | 22 | 30 | 173 |
| 厚 木 | 交通事故 | 公務上 | 3 | 3 | 1 | 9 | 10 | 25 |
| | | 公務外 | 5 | 1 | 2 | 3 | 0 | 11 |
| | | 計 | 8 | 4 | 3 | 11 | 10 | 36 |
| | 刑法犯 | | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| 岩 国 | 交通事故 | 公務上 | 8 | 9 | 8 | 13 | 12 | 50 |
| | | 公務外 | 27 | 24 | 38 | 39 | 34 | 162 |
| | | 計 | 35 | 33 | 46 | 52 | 46 | 212 |
| | 刑法犯 | | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 8 |

- 1 本表は、日米地位協定第18条に基づいて損害賠償等業務を実施する上で防衛省が知り得た件数である。したがって、米軍の事件・事故を網羅したものではない。
- 2 本表は、区分を含め事件・事故の発生段階で入手した情報に基づき集計したものであり、最終的に補償の必要がなかったケースも含まれる。
- 3 米軍の事件・事故等の覚知年月日を基準として件数を計上しており、よって実際の発生年度と異なる場合がある。
- 4 厚木基地及び岩国基地については、南関東防衛局及び中国四国防衛局がそれぞれの管内で知り得たもので、かつ、所属が判明しているものを計上した件数である。

中防企地第1122号
平成29年2月28日

岩国市長 殿

中国四国防衛局長



空母艦載機の岩国基地への移駐について（回答）

平素から、岩国飛行場の安定的使用に対する御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて平成29年1月31日付け貴書簡により照会された標記について、下記のとおり回答します。

記

1(1)について

別表1のとおり

1(2)について

空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターについて、平成18年に作成した航空機騒音予測コンターとの各項目の変更点は、以下のとおりです。

- ①航空機騒音のデータについては、全てのFA-18はFA-18E/Fの騒音データを使用しています。また、機種更新されたEA-18Gは同じエンジンを搭載しているFA-18E/Fの騒音データを使用しています。同様に、E-2Dも同じエンジンを搭載しているE-2Cの騒音データを使用しています。
- ②飛行経路については、変更ありません。
- ③1日の標準飛行回数については、空母艦載機の機数増や海上自衛隊の岩国残留等のため69回増加し、458回と推定しています。

1(3)について

空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターについて、平成18年当時に作成

した航空機騒音予測コンターと比べ、拡大した要因については、①空母艦載機の F A - 1 8 の 4 飛行隊が全てスーパーホーネットの飛行隊に変更されたこと、②空母艦載機の機数が 5 9 機から 6 1 機に増えたこと、③空中給油機 K C - 1 3 0 の機数が 1 2 機から 1 5 機に増えたこと、④海上自衛隊の航空機 1 7 機が岩国飛行場へ残留したこと、⑤ F - 3 5 B など岩国飛行場に配備された米軍及び自衛隊の航空機の機種・機数に変更が生じたことが考えられます。

1(4)について

今回作成した空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターにおける 7 5 W 以上の区域の面積は、約 6 5 0 ヘクタールと推定しています。

1(5)について

別表 2 のとおり

1(6)について

空母着艦資格取得訓練 (C Q) の実施場所等については、米軍の運用に係る事項であるため承知していません。

なお、今回作成した空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターにおける空母艦載機の 1 日の標準飛行回数については、平成 1 6 年度の厚木飛行場における騒音度調査のデータを基に推定しており、厚木飛行場における空母艦載機の 1 年間の飛行実績が反映されています。

2(1)及び(2)について

米軍による夜間着陸訓練 (N L P) を含む空母艦載機着陸訓練 (F C L P) 及び日常訓練は、日米安保条約の目的達成のため、米軍の空母艦載機のパイロットの練度の維持を図り、即応性を確保するとの観点から必要な訓練であると考えています。

防衛省としては、平成 1 7 年 1 0 月の「2 + 2」共同文書において、恒常的な F C L P 訓練施設の特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する旨確認されていることから、今後とも米側に対し、空母艦載機着陸訓練 (F C L P) について、できる限り多く硫黄島で実施するよう求めてまいります。

2(3)について

恒常的な空母艦載機着陸訓練 (F C L P) 施設については、平成 2 3 年以降、南西地域における防衛態勢の充実のため、自衛隊施設を整備するとともに、その

施設においてFCLPを実施するため、鹿児島県の馬毛島を候補地として検討を進めてきています。

このような中、先般、土地所有者から土地を売却する意向が示されたことから、候補地である馬毛島の不動産価格を把握することを目的として、土地所有者との交渉を行う上での資料収集の一環で必要な不動産鑑定評価業務を行っているところです。

防衛省としては、恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設の確保について、我が国の安全保障上の重要な課題であると認識しており、できるだけ早期に実現できるよう、地元の御意見に十分配慮しつつ、土地所有者との交渉を行い、検討を進めていく考えです。

3(1)について

岩国飛行場における騒音対策については、航空機騒音による日常生活上の障害の軽減等を図るため、平成5年から滑走路沖合移設事業を実施し、平成22年に同滑走路が完成しています。

空母艦載機移駐後の騒音対策については、①岩国飛行場の米海兵隊のヘリCH-53Dのグアムへの移転、②普天間飛行場から岩国飛行場へ移駐した空中給油機KC-130の鹿屋飛行場及びグアムへのローテーション展開、③航空機の岩国飛行場から他の飛行場への訓練移転、④航空機のエンジンの試運転の際に使用する消音施設の整備等の措置を採ることにより、移駐に伴う岩国飛行場周辺における騒音の影響の緩和に努めています。

また、岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、米側においては、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると承知しています。

いずれにしても、防衛省としては、岩国飛行場周辺の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは、極めて重要であると認識しており、空母艦載機の移駐に伴う騒音対策についても、地元の御要望を踏まえ、周辺環境整備法等に基づき、適切に対応してまいります。

3(2)について

「再編実施のための日米ロードマップ（平成18年5月）」に基づき、二国間の相互運用性の向上と在日米軍飛行場周辺地域における訓練活動の影響を軽減するため、平成18年度以降、米軍の嘉手納、三沢及び岩国飛行場から自衛隊の千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原基地へ航空機の訓練移転並びに平成23年10月からグアム等への航空機の訓練移転について、順次、実施しています。

いずれにしても、防衛省としては、今後とも米側に対し、岩国飛行場周辺の騒音軽減が図れるよう一層の協力を求めるとともに、航空機の訓練移転を積み重ねるなど、可能な限り地元の負担軽減に努めてまいりたいと考えています。

4について

平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐に向け、民間航空の安全確保を前提に、米軍、自衛隊及び民間航空機の訓練並びに運用上の所要を満たすための訓練空域の設定について日米間で調整を行ってきた結果、岩国臨時留保空域を設定し、平成28年11月10日より利用可能となっていると承知しています。当該空域までの飛行ルートや訓練内容については、米軍の運用に係る事項であるため承知していませんが、米側から情報が得られた場合においては、御説明してまいりたいと考えています。

5について

米軍から通報を受けたこと等により防衛省が知り得た日本国内における米軍航空機事故のうち、岩国飛行場へ移駐する空母艦載機に関するものは、過去5年間において2件となっています。

その内訳は、FA-18からの部品落下と部品遺失がそれぞれ1件です。

6について

防衛省としては、米軍機の飛行に際しては、安全面の確保が重要と考えています。

岩国飛行場における米軍機の訓練、運用については、岩国日米協議会において、安全上許す限り市街地等の上空を飛行しないこと等が確認されており、また、米側から、航空機は、通常、滑走路を離陸してから着陸するまでの間、出来る限り最も安全かつ効率的に運用し、可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると説明を受けています。

岩国飛行場に移駐する空母艦載機についても、これまでの米軍機と同様に飛行するものと考えていますが、引き続き、米側に対し、岩国日米協議会における確認事項を尊重するなど、騒音面や安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、働きかけてまいります。

7について

空母艦載機の岩国飛行場への移駐に伴い増加する窒素酸化物（NO_x）の排出量については、年間約14トンと推定されます。

8 について

岩国飛行場内の排水処理施設については、空母艦載機の移駐等に伴い、新たに整備していますが、これまでも、同飛行場からの排水は、水質の汚染や漁業への影響がないよう環境法令に基づき、適切に処理された上で排出しているところです。

いずれにしても、岩国飛行場からの排水については、今後とも環境法令に基づき、適切に対応してまいります。

9 について

防衛省が日米地位協定第18条に基づく損害賠償等業務を実施する上で知り得た米軍人等による過去5年間の刑法犯及び交通事故の件数は、別表3のとおりとなりますが、身柄引き渡しの状況については、承知していません。

10 について

米軍人等による事件・事故は、本来あってはならないものと考えており、防衛省としては、平素より米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正を図るなど、その防止に努めるよう働きかけています。

米軍人等による事件・事故の防止には、米側による努力が重要であり、これまで在日米軍においては、例えば、勤務時間外行動の指針（リバティ制度）といった措置を通じ、事件・事故の防止に取り組んでいると承知しています。

また、米軍人等による事件・事故を防止するため、中国四国防衛局、山口県、岩国市及び米海兵隊岩国基地による安心・安全パトロールを実施したり、米軍主催のセーフティ・ブリーフィングに中国四国防衛局長や岩国市長が講師として参加するなど、様々な取組を行っています。

防衛省としては、実効性のある様々な措置を継続的に実施していくことが重要であると考えており、今後とも、関係機関と連携しつつ、米軍人等による事件・事故の防止に取り組んでまいります。

11(1) について

米側からは、空母艦載機の移駐に伴い増加する軍人等について、基本的には、岩国飛行場内及び愛宕山地区の住宅に居住することになるが、これら以外の住宅等に居住する可能性もある旨説明を受けています。

各地区に居住する軍人等の人数については、米側から情報が得られた場合において、御説明してまいりたいと考えています。

1 1 (2)について

施設整備の進捗状況としては、岩国飛行場内の滑走路地区、海上自衛隊地区、KC-130部隊地区、既海兵隊部隊地区及び通信施設については既に完成しており、現在、輸送ターミナル地区における駐機場や格納庫、空母艦載機部隊地区における司令部関連施設の工事を着実に実施しているところです。

また、愛宕山地区においては、家族住宅、運動施設を整備しています。

空母艦載機の移駐に伴い必要な施設整備については、空母艦載機が平成29年頃までに移駐することが日米間で合意されていることを踏まえ、計画的かつ着実に実施してまいります。

1 1 (3)について

第一種区域等の見直しについては、空母艦載機の移駐後、岩国飛行場の運用が安定次第、騒音度調査を実施し、適切に対応する考えです。

1 1 (4)について

岩国飛行場が米空母等のいわゆる母港や寄港地になるという計画は承知していません。

1 1 (5)について

空母艦載機の厚木飛行場滞在日数については、米軍の運用に係る事項であるため承知していませんが、平成26年度は年間約200日、平成27年度は年間約180日、空母が横須賀海軍施設に寄港しており、その間、空母艦載機が厚木飛行場を使用したと考えています。

別表 1 (空母艦載機の諸元)

| 区 分 | FA-18E/F | EA-18G | E-2D | C-2 |
|------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 用 途 | 戦闘機/攻撃機 | 電子戦機 | 早期警戒機 | 輸送機 |
| 全長・幅・高 (m) | 18.5x13.68x4.87 | 18.5x13.68x4.87 | 17.5x28x5.6 | 17.3x24.56x5.28 |
| 最大離陸重量 | 29,932kg | 29,932kg | 23,850kg | 26,082kg |
| 搭載エンジン | F414-GE-400 x2 | F414-GE-400 x2 | T-56-A-427 x2 | T-56-A-425 x2 |
| 最 大 速 度 | 約2,200km/h | 約2,200km/h | 552km/h | 約635km/h |
| 航 続 距 離 | 3,054km | 3,054km | 約2,852km | 約1,852km |
| 乗 員 | E型 1名/F型 2名 | 2名 | 5名 | 4名 |

出典：米海軍ホームページ

別表2 (各騒音地点における航空機騒音予測コンターのW値)

| 区分 | 測定地点 | 空母艦載機移駐後(単位:W) |
|----|-----------------------|----------------|
| 国 | ① 岩国基地新滑走路南側 | 103 |
| | ② 岩国基地新滑走路北側 | 116 |
| | ③ 岩国市立東中学校(岩国市三笠町) | 73 |
| | ④ 民家(岩国市楠町) | 68 |
| | ⑤ 民家(岩国市門前町) | 68 |
| | ⑥ 千鳥ヶ丘(岩国市由宇町千鳥ヶ丘) | 72 |
| | ⑦ 阿多田島(大竹市阿多田) | 79 |
| | ⑧ 民家(岩国市由宇町) | 71 |
| | ⑨ サントピア(大竹市西栄) | 63 |
| | ⑩ 町立三蒲小学校(大島郡周防大島町) | 71 |
| | ⑪ 町営瀬田四丁目集会所(玖珂郡和木町) | 67 |
| | ⑫ 町立浮島小学校(大島郡周防大島町) | 69 |
| | ⑬ 装束供用会館(岩国市装束町) | 70 |
| | ⑭ 民家(岩国市青木町) | 65 |
| | ⑮ 江田島市役所沖美支所(江田島市沖美町) | 58 |
| | ⑯ 廿日市市宮島(廿日市市宮島町) | 45 |
| | ⑰ 八坂公園(廿日市市八坂) | 51 |
| | ⑱ 一文字終末処理場(岩国市新港町) | 75 |
| | ⑲ 町立久賀小学校(大島郡周防大島町) | 59 |
| | ⑳ 宮岬集会所(柳井市神代) | 64 |

| 区分 | 測定地点 | 空母艦載機移駐後(単位:W) |
|-----|------------------------|----------------|
| 山口県 | ① 岩国市旭会館(岩国市旭町) | 77 |
| | ② 岩国市車町第一街区公園(岩国市車町) | 75 |
| | ③ 岩国市門前供用会館(岩国市門前町) | 69 |
| | ④ 岩国市立由宇小学校(岩国市由宇町) | 67 |
| 岩国市 | ⑤ 民家(岩国市川口町) | 75 |
| | ⑥ 岩国市地方卸売市場(岩国市尾津町) | 74 |
| | ⑦ 岩国市由宇浄化センター(岩国市由宇町港) | 74 |
| | ⑧ 岩国市神東農村婦人の家(岩国市由宇町) | 73 |
| | ⑨ 民家(岩国市由宇町) | 68 |

別表3（米軍人等による刑法犯及び交通事故の件数（平成23年度～平成27年度））

| 事故区分 | 年 度 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 合 計 |
|--------|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | |
| 全 国 | 交通事故 | 公務上 | 146 | 163 | 165 | 166 | 172 | 812 |
| | | 公務外 | 325 | 262 | 228 | 203 | 170 | 1,188 |
| | | 計 | 471 | 425 | 393 | 369 | 342 | 2,000 |
| | 刑法犯 | | 45 | 47 | 29 | 22 | 30 | 173 |
| 厚 木 | 交通事故 | 公務上 | 3 | 3 | 1 | 9 | 10 | 25 |
| | | 公務外 | 5 | 1 | 2 | 3 | 0 | 11 |
| | | 計 | 8 | 4 | 3 | 11 | 10 | 36 |
| | 刑法犯 | | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| 岩 国 | 交通事故 | 公務上 | 8 | 9 | 8 | 13 | 12 | 50 |
| | | 公務外 | 27 | 24 | 38 | 39 | 34 | 162 |
| | | 計 | 35 | 33 | 46 | 52 | 46 | 212 |
| | 刑法犯 | | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 8 |

- 1 本表は、日米地位協定第18条に基づいて損害賠償等業務を実施する上で防衛省が知り得た件数である。したがって、米軍の事件・事故を網羅したものではない。
- 2 本表は、区分を含め事件・事故の発生段階で入手した情報に基づき集計したものであり、最終的に補償の必要がなかったケースも含まれる。
- 3 米軍の事件・事故等の覚知年月日を基準として件数を計上しており、よって実際の発生年度と異なる場合がある。
- 4 厚木基地及び岩国基地については、南関東防衛局及び中国四国防衛局がそれぞれの管内で知り得たもので、かつ、所属が判明しているものを計上した件数である。